



令和の特許法・意匠法改正の 「その後」について思うこと

[2話]



長谷川 芳樹
弁理士

第1話

これから先も「知財訴訟制度の 不断の見直し」は続く

《査証制度の導入と 損害額算定の見直し》

令和時代の特許法改正の記念すべき第一号は、第三者の専門家が工場等に立ち入って調査を行う証拠収集制度(査証制度)の新設と、損害賠償の算定方法についての見直しとなった。本誌では、法改正にも携わった設楽隆一会長がこのテーマで論じているので、前2頁の「視点」を参照されたい。

知財侵害係争においては、第1に、権利者が泣き寝入りすることなく、第2に、悪質な侵害者が何らお咎めなしで放置される“侵害した者勝ち”とならないようにする、という二つの“手当”が重要になる。日本の特許制度では、この点での仕組みが不十分であることが長年にわたり指摘され、営々と「不断の見直し」が続けられて徐々に成果が出てきた。

今回の改正は、この不断の見直しを更に一步、強制力を伴う証拠収集と、損害賠償額算定の見直しという2点において前進させるものである。

《注目される大合議判決》

この法改正のタイミングで、知的財産高等裁判所は一つの大合議判決を下した(知財高裁令元年6月7日大合議判決、平成30年(ネ)第10063号)。特許法は、特許侵害による損害額の算定が難しい場合、侵害

者が侵害品で得た利益を損害額として推定すると規定している(102条2項)。ここで、侵害者側の売り上げから経費を差し引き、侵害者側の営業努力などを勘案して賠償額を決めることになるが、この「経費」に侵害者側の人件費や交通費が含まれるとすると、損害賠償額はその分だけ低額となる。

高部裁判長は判決で、経費に該当するのは、材料費や運送費など直接的な内容に限られると指摘し、人件費や交通費などは含まれないと結論づけた。実質的な損害賠償額の高額化であり、被告側に1億4千万円の損害賠償を命じた。

さらに、ライセンス料相当額(102条3項)について、**侵害者が事後的に支払うべき実施料率は、通常の実施料率に比べて自ずと高額になると判示した。**これは、当事者間のライセンス交渉による解決を、侵害者側が実質的に忌避して権利者の追及を逃れんとする“侵害した者勝ち”の風潮に警鐘を鳴らすものと言えるだろう。

《次の改革プランは?》

今回の法改正は、経済団体の一部勢力の根強い反対論の中で成立した(反対論の詳細は、経団連知的財産委員会企画部会2018年2月8日付『「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」(案)への意見』を参照)が、あくまで知財制度の不断の見直しの中の一歩に過ぎない。

そうであるなら、次なる見直しのテーマは何か気になるが、今

国会では全会一致で附帯決議が採択され、『いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること』とされた。国権の最高機関である国会(立法権)から、権利者の泣き寝入り/侵害した者勝ちの制度を改革するための具体的な検討作業を託されたことになる。

これについては、上記した“一部勢力”から更に強い反対論が出ると推測される。しかしながら、現行制度の問題点を解消するための改革プランについては、両者(現行制度と改革プラン)のメリットとデメリットを比べて、比較優位で「よまし」な方を選ばないと最善の選択はできない。

どのような改革プランであっても、メリットもあればデメリットも必ず伴う。このような場合、こ

とさら改革プランのデメリットのみを論ってみても、現行制度の問題点は解消されない。法改正に多少でも関わり意見する人たちには、時代の流れに背を向けた守旧の「ダメ出し人間」にはなってもらいたくない、と考えている。

第2話

意匠法改正とあわせて気になる、外国出願人の最近の動向

《旧来の概念を覆す革命的な改正》

令和時代で最初の特許法改正の陰で目立たないが、今国会では意匠法も改正された。意匠の定義(2条)の抜本改正を含む大改正であり、企業の知財実務に大きな影響を与えそうである(改正項目は図表1参照)。

これについて日本弁理士会意匠委員会は、6月25日にメディア向

け説明会を行った。布施哲也委員長は「明治、大正からの概念を覆す革命的な改正」と評価しつつ、その趣旨を次のように語った。

メディアの報道を要約すると、これまで「物品」に限られていた意匠の保護対象に、インターネット画像、クラウド画像などの画像デザインや、空間デザイン(建築物、内装)が加わった。意匠権の存続期間も登録後20年から出願後25年に延長され、出願方法も簡略化された。改正の背景について布施氏は「AIやビッグデータなど、産業構造が劇的に変化している中、技術力だけでは世界と戦っていけない。デザインの力が産業競争力に直結しており、より稼ぐ力をつけることが目的」と解説した。

さらに布施氏は、改正された意匠の定義は、「需要者のニーズに添ったとらえ方であり、画像や空

【図表1】意匠法改正の要点

- (1) 画像デザインの保護拡充
 - ・ 物品の枠を超えて独立したカテゴリーとして画像が保護される。
- (2) 空間デザインの保護拡充
 - ・ 建設物の外観や内装デザインが保護対象となる。
- (3) 関連意匠制度の拡充
 - ・ 関連意匠の「後出し」が、本意匠の出願から10年以内まで認められる。
 - ・ 関連意匠にのみ類似する意匠を関連意匠として権利化できる。
- (4) 複数意匠一括出願
 - ・ 複数の意匠を一括で出願できる。
 - ・ 審査は意匠ごとに行われ、権利も意匠ごとに発生する。
- (5) その他の改正
 - ・ 間接侵害に該当する場合を拡充する。
 - ・ 存続期間が出願日から25年になる。

間デザインに注力している企業、創作者には大きな前進」と評価する一方で、広範囲の企業が実施する可能性が高まるため、「人の意匠を踏んでしまうリスク」もあるとし、「すでに登録されているものかどうか、調査する負担が大きくなることは否定できない」とした。

《外国人の意匠出願は63%増加》

昨今の意匠事情について、筆者が気になっているのはJPO(日本特許庁)に対する意匠出願の動向である。図表2は、最近4年間のJPO意匠出願件数の推移であり、日本人による出願と外国人による出願を区別して示している。

図表2から、①全体の意匠出願

は4年間で5.6%増加した、②日本人による意匠出願は5.7%減少した、③外国人による意匠出願は63.3%増加した、の3点を読み取ることができる。企業の知財戦略における意匠の重要性が高まり、日本でも意匠法が大きく改正される中で、日本企業の意匠出願は減少傾向から抜け出せず、他方で、外国企業の意匠出願は大幅に増加し続けている。これは筆者の憶測ではなく、特許庁ステータスレポートで公表されている“現実”である。

《増加する外国人出願人の居住国は?》

外国人によるJPO意匠登録出願

が最近4年間で63%も出願が増加している、ということになると、その出願人の居住国が気になる。特許庁ステータスレポートで登録件数上位10社(2017、2018年)を調べると、ダイソン、エルメス、P&G、LG、3M、ナイキ、フィリップス、Google、ベクトンディキンソン、ビルケンシュトックであり、韓国LGを除く9社は全て欧米の著名企業であった。

いずれも知財戦略の先進企業であり、登録件数上位10社には中国企業は見当たらなかった。決して煽るわけではないが、欧米企業を始めとする外国人によるJPO意匠出願が有意に増加する中で、意匠の保護対象の抜本改正を含む大改正が行われたという事実を、もっと重く受け止めるべきではないかと思う。

巻頭言でも、ある著名経済人(奥田碩・日本経団連名誉会長)の言葉として引用したが、グローバル化と産業構造の劇的変化の下では、「変えないことと、変わらないことは悪である!」ということを肝に銘じておかなければならないと考えている。

以上

※念のため、今号の視点「2話」についても、創英の見解ではなく筆者の個人的見解であることを申し添えます。

【図表2】 JPO 意匠出願の内外国人別の推移

